

監第812号
平成27年11月26日

熊本県建設産業団体連合会

会長 橋口 光徳 様

熊本県土木部監理課長



「今冬における節電への御協力のお願い」について

日頃より節電に御協力いただき、心から御礼申し上げます。

さて、国によると「2015年度冬季の電力需給は、いずれの電力管内でも電力の安定供給に最低限必要な予備率3%以上を確保できる見通しである。」とされているものの、現在定着している節電の取組が確実に行われるよう、下記のとおり節電協力要請がありました（詳細は別添①のとおり）。

これを受けて本県では、別添②のとおり「熊本県の今冬における節電の取組について」を策定したところです。

つきましては、貴団体におかれましても趣旨を御理解いただき、所属企業（団体）の皆様に対して、節電協力要請の周知について御協力お願いします。

記

節電協力要請の概要

- (1) 要請期間：平成27年12月1日（火）～平成28年3月31日（木）の平日
(ただし、12月29日（火）～31日（木）までを除く。)
- (2) 要請時間帯：午前8時から午後9時まで
- (3) 要請内容：生活・健康や経済活動への影響を極力回避した無理のない形での節電要請（今冬の節電に数値目標は設けられていません。）

（送付資料）

別添①：冬季の電力需給対策及び省エネルギー対策について（九州経済産業局）

※参考：冬季の節電メニュー <http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

別添②：熊本県の今冬における節電の取組について（熊本県）

別添③：今冬における節電のご協力のお願いについて（九州電力）

【問合せ先】

監理課総務班 担当：岩根

TEL :096-333-2482 (直通)

内線:6023

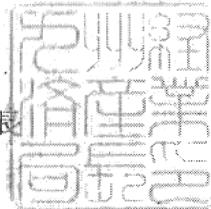
経済産業省

20151030九州第26号

平成27年11月4日

熊本県知事 殿

九州経済産業局長



冬季の電力需給対策及び省エネルギー対策について

平成27年度夏季の電力需給対策につきまして、皆様の多大なご協力をいただき、大きな需給ひっ迫を招くことなく無事に乗り切ることができたことに対し、厚くお礼申し上げます。

一方、これから高まっていく冬季の電力需給に対して、平成27年10月30日、政府の電力需給に関する検討会合において「2015年度冬季の電力需給対策について」がまとめられ、数値目標を設けない節電協力要請をはじめとする電力需給対策が決定されました。

また、あわせて関係省庁で構成される省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議においても「冬季の省エネルギー対策について」がまとめられ、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取り組みをより一層推進することが決定されました。

つきましては、貴団体におかれましても、本対策の趣旨をご理解賜り、冬季の節電及び省エネに一層の取り組みをいただくとともに、電力需給対策及び省エネ対策について関係先への周知及び広報誌への掲載等の御協力をお願いいいたします。

なお、同封しました資料は当省ウェブサイトでも、ご用意しておりますので、ご利用ください。<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>



2015年度冬季の電力需給対策について

2015年10月30日
電力需給に関する検討会合

2015年度冬季の電力需給見通しについては、経済産業省の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に設置した「電力需給検証小委員会」において、第三者の専門家による検証を行った。

政府としては、いかなる事態においても、国民生活や経済活動に支障がないよう、エネルギー需給の安定に万全を期すべく、電力需給検証小委員会による需給見通しを踏まえて、2015年度冬季の電力需給対策を決定する。

1. 2015年度冬季の電力需給見通し

2015年度冬季の電力需給は、2011年度冬季並み(北海道電力及び沖縄電力管内については2010年度並み、東北電力及び東京電力管内については2013年度並み)の厳寒となるリスクや直近の経済成長の伸び、企業や家庭における節電の定着などを織り込んだ上で、いずれの電力会社においても電力の安定供給に最低限必要な予備率3%以上を確保できる見通しである。

ただし、北海道電力については、他電力からの電力融通に制約があること、発電所一機のトラブル停止が予備率に与える影響が大きいこと、厳寒であるため、万一の電力需給のひっ迫が、国民の生命、安全を脅かす可能性があることなどの北海道の特殊性を踏まえ、リスクへの特段の備えが必要である。

<2016年2月の電力需給見通し>

(万kW)	東日本 3社	北海道	東北	東京	中西日本 6社	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	東電力	沖縄
①最大電力需要	6,791	543	1,408	4,840	8,460	2,356	2,496	529	1,067	497	1,515	15,251	115
②供給力	7,272	619	1,493	5,160	8,919	2,499	2,579	557	1,170	528	1,586	16,192	168
③供給・需給率 (予備率)	481	76	85	320	459	143	83	28	103	31	71	941	53
	(7.1%)	(14.0%)	(6.1%)	(6.6%)	(5.4%)	(6.1%)	(3.3%)	(5.3%)	(9.6%)	(6.2%)	(8.8%)	(6.2%)	(46.1%)

(参考)川内原発2号機の再稼働を考慮した場合

(万kW)	東日本 3社	北海道	東北	東京	中西日本 6社	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	東電力	沖縄
①最大電力需要	6,791	543	1,408	4,840	8,460	2,356	2,496	529	1,067	497	1,515	15,251	115
②供給力	7,272	619	1,493	5,160	8,981	2,499	2,579	557	1,170	528	1,648	16,254	168
③供給・需給率 (予備率)	481	76	85	320	521	143	83	28	103	31	133	1,003	53
	(7.1%)	(14.0%)	(6.1%)	(6.6%)	(6.2%)	(6.1%)	(3.3%)	(5.3%)	(9.6%)	(6.2%)	(8.8%)	(6.6%)	(46.1%)

2. 2015年度冬季の電力需給対策

(1) 全国(沖縄電力を除く)共通の対策

① 節電協力要請(数値目標を設けない)

i) 現在定着している節電の取組が、国民生活、経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で、確実に行われるよう、節電の協力を要請する。節電協力要請に当たっては、高齢者や乳幼児等の弱者に対して、配慮を行う。

※2015 年度冬季の需給見通しにおいて、節電の定着分(2010 年度最大電力比)として以下の数値を見込んでいる。これらは節電を行うに当たっての目安となる。

北海道電力	▲5.9%	東北電力	▲2.1%	東京電力	▲7.8%
中部電力	▲2.8%	関西電力	▲3.8%	北陸電力	▲1.9%
中国電力	▲1.3%	四国電力	▲4.8%	九州電力	▲2.8%

ii) 節電協力要請期間・時間帯

2015 年 12 月 1 日(火)から 2016 年 3 月 31 日(木)までの平日(ただし、12 月 29 日(火)から 31 日(木)までを除く。)の 9:00 から 21:00 まで(北海道電力及び九州電力については 8:00 から 21:00 まで)の時間帯とする。

② 需給ひっ迫への備え

大規模な電源脱落等により、万が一、電力需給がひっ迫する場合への備えとして、以下の対策を行う。

- i) 発電所等の計画外停止のリスクを最小化するため、電力会社に対して、発電設備等の保守・保全を強化することを要請する。
- ii) 電力の安定供給を確保するため、電力広域的運営推進機関に対して、電力会社管内の需給状況を改善する必要があると認められる時は、他の電力会社に対し、速やかに融通を指示するなど必要な対応を講じることを要請する。
- iii) 電力会社に対して、随時調整契約等の積み増し、ディマンドリスポンス等、需要面での取組の促進を図ることを要請する。
- iv) 需要家の節電を促進するため、事業者及び家庭向けに具体的でわかりやすい節電メニューの周知や需要家と一体となった「節電・省エネキャンペーン」を行う。

(2) 北海道電力における対策

冬季の北海道の特殊性を踏まえ、計画停電を含む停電を回避するため、

(1)に加え、過去最大級(137万kW)を上回る電源脱落の発生に備え、北海道電力は、大規模な電源脱落時の電力需要の削減のため、緊急時ネガワット入札等の仕組みを整備する。

(3) 追加的な需給対策の検討

政府は、厳寒による需要の急増や、発電所の計画外停止の状況等を不斷に監視し、必要に応じて、更なる追加的な需給対策を検討する。特に北海道においては、状況に応じて、計画停電回避緊急調整プログラムの準備や、数値目標付きの節電協力要請を検討する。

(4) ひっ迫に備えた情報発信

①電力会社は、電力需給状況や予想電力需要についての情報発信を自ら行うとともに、民間事業者等(インターネット事業者等)への情報提供を積極的に行う。

②上記の対策にもかかわらず、電力需給のひっ迫が予想される場合には、政府は、「需給ひっ迫警報」を発出し、一層の節電の協力を要請する。

2015年度冬季の電力需給対策について (概要)

2015年10月30日
電力需給に関する検討会合

1. 2015年度冬季の電力需給見通しについて

1. 2015年度冬季の電力需給は、①厳寒となるリスクや②直近の経済成長の伸び、③企業や家庭における節電の定着などを織り込んだ上で、いずれの電力会社においても電力の安定供給に最低限必要とされる予備率3%以上を確保できる見通しである。
2. 北海道電力も予備率14.0%を確保できる見通しであるが、他電力からの電力融通に制約があること等から、昨年と同様に、電源脱落リスクへの特段の対応を行うことが必要である。

2015年度冬季(2月)の見通し※

※ 2011年度並みの厳寒を想定し、直近の経済見通し、2014年度冬季の節電実績を踏まえた定着節電を織り込み。
(北海道電力及び沖縄電力管内は厳寒であった2010年度並み、東北電力及び東京電力管内は2013年度並み)

(万kW)	東日本 3社	北海道	東北	東京	中西日本 6社	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	9電力	沖縄
①最大電力需要	6,791	543	1,408	4,840	8,460	2,356	2,496	529	1,067	497	1,515	15,251	115
②供給力	7,272	619	1,493	5,160	8,919	2,499	2,579	557	1,170	528	1,586	16,192	168
③供給・①需要 (予備率)	481	76	85	320	459	143	83	28	103	31	71	941	53
	(7.1%)	(14.0%)	(6.1%)	(6.6%)	(5.4%)	(6.1%)	(3.3%)	(5.3%)	(9.6%)	(6.2%)	(4.7%)	(6.2%)	(46.1%)

(参考)川内原発2号機の再稼働を考慮した場合

(万kW)	東日本 3社	北海道	東北	東京	中西日本 6社	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	9電力	沖縄
①最大電力需要	6,791	543	1,408	4,840	8,460	2,356	2,496	529	1,067	497	1,515	15,251	115
②供給力	7,272	619	1,493	5,160	8,981	2,499	2,579	557	1,170	528	1,648	16,254	168
③供給・①需要 (予備率)	481	76	85	320	521	143	83	28	103	31	133	1,003	53
	(7.1%)	(14.0%)	(6.1%)	(6.6%)	(6.2%)	(6.1%)	(3.3%)	(5.3%)	(9.6%)	(6.2%)	(8.8%)	(6.6%)	(46.1%)

2. 2015年度冬季の電力需給対策について

2015年度冬季の電力需給対策

(1) 全国(沖縄電力を除く)での取組

全国において「数値目標を伴わない一般的な節電の協力を要請※」することに加え、万が一、大規模な電源脱落が発生した場合にも、そのリスクを最小化するため、電力会社に対し発電設備等の保守・保全を強化することを要請する等の対策を講じる。また、産業界や一般消費者と一体となつた「節電・省エネキャンペーン」(次頁)を実施する。

※期間は12月1日(火)から3月31日(木)までの平日(ただし、12月29日(火)から31日(木)までを除く。)9時から21時まで(北海道電力及び九州電力については8時から21時まで)

(2) 北海道における追加的な取組

冬季の北海道の特殊性を踏まえ、計画停電を含む停電を回避するため、過去最大級(137万kW)を上回る電源脱落の発生に備え、ネガワット入札等の仕組みを整備することとする。

(3) その他

政府は、厳寒による需要の急増や、発電所の計画外停止の状況等を不断に監視し、必要に応じて、更なる追加的な需給対策を検討する。特に北海道においては、状況に応じて、計画停電回避緊急調整プログラムを実施することや、数値目標付きの節電協力要請を検討する。

2

(参考)「節電・省エネキャンペーン」の実施について

全国での取組

(1)産業界や一般消費者と一体となった節電・省エネの推進

民間企業などと協力し、節電・省エネを行う一般消費者に有益な情報をホームページ等において提供するとともに、民間企業などで実施している節電・省エネの取組を募集し、サイト上で紹介する。

(2)政府による積極的な広報の展開

節電協力要請期間中、節電・省エネをテーマにした展示会、イベント等において、政府から節電・省エネの取組を積極的に周知する。また、具体的でわかりやすい節電メニューを作成し、各種メディアやHP等により、節電・省エネを呼びかける。

北海道における追加・重点的な取組

節電協力要請期間における特別の取組

①電力需給連絡会の開催

電力需給が厳しい北海道電力管内において、11月中旬に、北海道経済産業局及び関係自治体が、産業界を集めた電力需給連絡会を開催し、節電への協力を要請する。

②街頭キャンペーン等のイベントの実施

北海道経済産業局、関係自治体及び北海道電力が連携して、節電期間が始まる12月初頭に、街頭で節電・省エネへの呼びかけ等を集中的に実施する。また、北海道経済産業局において、セミナー開催、冊子配布、省エネ・スマートアプリの無料配信等とともに、メディアを積極的に活用して、企業や家庭への周知徹底を図る。

3

熊本県の今冬における節電の取組について

平成27年11月17日
電力不足問題検討部会

1 国からの2015年度冬季の省エネルギー対策の要請 (H27.11.04)

【期間】 ※H27.12.1(火)～H28.3.31(木)の間の平日
(ただし、12月29日(火)～12月31日(木)を除く)

【時間帯】 ※8時から21時

【内容】 数値目標を設けない節電協力要請

- 現在定着している節電の取組が、国民生活、経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で確実に行われるよう、節電の協力を要請。節電協力要請に当たっては、高齢者や乳幼児等の弱者に対して、配慮を行う。

2 節電の取組期間 平成27年12月1日(火)～平成28年3月31日(木)

国からの要請を受けて、本県も期間を設けて節電の取組を行う。

3 県の取組内容について

(1) 普及啓発、支援等

ア 県民や事業者への普及啓発

(ア) 県ホームページ・熊本県民節電所サイト等による節電の呼びかけ

- 県ホームページでの節電・省エネに関する情報の提供、節電の呼びかけ。
- 県政ラジオ、テレビ等における節電の呼びかけ。
- くまもと県民節電所サイト等を活用した、省エネアドバイスや事業者の節電取組などの情報発信。

(イ) ライトダウンの実施

県民・事業者等が節電に取り組む契機とするため、県内一斉消灯を実施。

- 県独自の実施2回(1月21日大寒、2月4日立春)を予定。
- 事業者に対しては、ライトダウンへの参加について業界団体等を通じて呼びかけ。
- 参加施設数・施設名等について、とりまとめてホームページ等で公表予定。

(ウ) 地球温暖化防止活動推進員による節電の呼びかけ

県内各地で活動されている76名の「地球温暖化防止活動推進員」を通じた、各地域におけるきめ細やかな啓発の呼びかけ。

(エ) 出前講座の実施

「くまもとらしいエコライフ」を通じた省エネ型ライフスタイルの定着を図るため、小・中学校の授業や事業所の研修会等に出向き、出前講座を実施する。

(オ) 省エネセミナーの実施

県内企業等を対象とした省エネセミナーを実施。

イ 県内市町村・関係団体等との連携

全県的な節電行動につなげるため、市町村や関係団体、所管団体に対して、節電の取組について周知及び協力をお願いするとともに、県の節電の取組についての情報提供を行う。

(2) 県における率先行動

ア 県庁舎における節電の取組

(ア) 節電対策実施に当たっての基本的な考え方

- ・県の率先行動として、昨冬と概ね同様の節電対策の継続実施。
- ・平成27年12月1日～平成28年3月31までの平日における昨冬並のピーク電力削減。
- ・県民サービス、執務環境への影響を踏まえた節電対策。
- ・省エネチェックリスト作成等による実効性確保。

(イ) 今冬に実施する節電対策

(空調) · 暖房設定温度（19℃設定）

- 各棟の時間差による順次運転開始

(照明) · 執務室照明の減灯（本館：照度750lx→600lx）

- 執務室一斉消灯（12時15分、18時15分、20時）

- 新館へのLED照明導入による節電効果

- 共用部照明の減灯（廊下、エレベーターホール等）

- 駐車場の昼間減灯

(給水) · 給湯器半数停止

- 冷水器半数停止

(動力) · エレベーター間引き運転

- (機器)**
- ・コピー機、パソコン等電気製品の不要時の電源オフ
 - ・各課プリンター1台以上停止
 - ・冷蔵庫の温度設定の変更（設定温度、弱）
 - ・パソコンの省エネモード設定
 - ・ノートパソコンのバッテリー駆動
- (8時半から10時までの間の約1時間程度)
- (その他)**
- ・空調時のブラインド使用
 - ・入居団体への節電依頼

イ 出先機関等における取組

- ・本庁舎と同様の節電対策を実施するとともに、それぞれの特性に応じた対策に取り組む。
- ・県施設以外の施設で業務を行う所属においては、県施設と同様の取組を行うとともに、施設管理者が取り組む節電対策に協力する。
- ・各施設においては、電力の需給がひっ迫（電力の供給予備率が3%以下）した場合に備え、緊急的な対応及びその手順を決定しておくように通知する。

ウ 勤務における取組

・定時退庁日を毎週水曜日と毎週金曜日に設定

期間：平成27年12月18日（金）から平成28年2月[※]まで

※2月議会開会前までの予定（2月議会日程未定のため現時点では未定）

【参考】平成26年度の実施期間

平成26年12月17日（水）から平成27年2月13日（金）まで

エ 職員の節電意識向上に向けた取組

- ・県の取組の周知徹底を図る。
- ・「くまもと県民節電所サイト」等を活用し職場や家庭における節電意識の向上を図る。

4 その他

（1）国及び九州電力（株）との連携

ア 県民及び事業者の皆様から寄せられる情報や要望等があった場合、国及び九州電力（株）に対して、情報提供を行うとともに、必要な対策等についての要請を行う。

イ 情報収集等にあたっては、エネルギー政策課が情報連絡の窓口となる。

(2) 更なる節電対策に関する方針

国や九州電力（株）から更なる節電協力要請があった場合、又は電力の需給状況等を踏まえて対策が必要と判断される場合は、その都度、電力不足問題検討部会において、新たな対策の検討を行う。

平成 27 年 10 月 30 日
九州電力株式会社

今冬における節電へのご協力のお願いについて

日頃より節電にご協力いただき、誠にありがとうございます。

今冬につきましては、具体的な数値目標を設けない節電が、国から国民・企業等に向けて要請されております。

お客さまにおかれましては、こまめな消灯やエアコンの設定温度を控えめにするなど、これまでの節電の取組みを継続していただきますよう改めてお願ひ申し上げます。

【参考】国の節電要請の概要

・現在定着している節電の取組が、国民生活、経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で、確実に行われるよう、節電の協力を要請する。節電協力要請に当たっては、高齢者や乳幼児等の弱者に対して、配慮を行う。

※ 2015 年度冬季の需給見通しにおいて、節電の定着分（2010 年度最大電力比）として以下の数値を見込んでいる。これは節電を行うにあたっての目安となる。

（九州電力 ▲2.8%）

[節電へのご協力をお願いしたい期間・時間帯]

- ・期 間：平成 27 年 12 月 1 日（火）から平成 28 年 3 月 31 日（木）までの平日
(ただし、12 月 29 日（火）から 12 月 31 日（木）までを除く)
- ・時間帯：8 時から 21 時まで

当社は、引き続き、電力の安定供給の確保に向けて最大限の取組みを行ってまいります。

また、お客さまに対して大事なエネルギーを大切に賢くお使いいただけるよう、具体的な省エネ手法について、PR 活動を展開してまいります。

以上

今冬の需給見通し

- 今冬については、川内原子力2基稼働に伴い、他電力からの応援融通なしで、予備率8%程度を確保できる見通し。

【最大電力バランス(発電端)】

[万kW]

	12月	1月	2月	3月
需 要 (H23年度並み厳寒)	1,387	1,515	1,515	1,294
供給力(合計)	1,556	1,634	1,648	1,619
原子力	178	178	178	178
火 力	1,115	1,180	1,194	1,173
水 力	83	81	75	91
揚 水	175	189	197	172
太陽光	0	0	0	0
風 力	1	1	1	1
地 热	17	17	17	17
応援融通	0	0	0	0
新電力等	▲13	▲13	▲13	▲13
予備力	169	119	133	325
[予備率]	[12.2%]	[7.8%]	[8.8%]	[25.1%]

(注) 四捨五入の関係で合計値が合わないことがある